

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第9回（定例会）

署名人

委員長

龍波正博
添石幸伸

開催日時 平成26年8月7日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後4時20分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（2・3・5については非公開）

- 1 協 議 那覇市いじめ防止基本方針（案）について 【学校教育課】
- 2 議案第23号 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について 【学校教育課】
- 3 議案第24号 那覇市いじめ問題専門委員会規則の制定について 【学校教育課】
- 4 議案第25号 平成26年教育事務点検評価報告書の作成について 【総務課】
- 5 議案第26号 財産の取得（（仮称）大名学校給食センター厨房機器類備品A分類の購入）に関する意見の申し出について 【学校給食課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）渡辺英二課長、宇根克副参事

（学校給食課）仲程直毅課長、大城孝史主査、諸見里真泉主査

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長 ただいまから平成26年度第9回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは早速、協議事項「那覇市いじめ防止基本方針(案)について」の、ご説明をお願いします。

田端部長 協議理由説明

渡辺課長 資料説明

添石委員長 それでは今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言を、お願いします。はい、饒波委員。

饒波委員 この基本方針の、那覇市のいじめ対策に対して一番最高法規というか、一番上のものと考えられると思うのですが、実施しやすいように規則とかそういうようなものも、これから作っていかれる方針なのでしょうか。

田端部長 この1枚のペーパーをご覧になっていただきますでしょうか。これは那覇市いじめ防止等のための基本的な方針の案でありますけれども、図でわかりやすく説明したものがあります。委員がおっしゃられた規則等については、1. いじめ防止対策推進法に定める基本方針、組織の中の、中央の那覇市の所がありますので、まずは法にのっとって大元の基本方針を決めるという事であります。その下に組織を二つ置くことになりますので、その中で那覇市いじめ防止対策連絡会、那覇市いじめ問題専門委員会等々については、規則を、議案24号でご説明し、ご協議いただきたいと思いますと考えております。あくまでも那覇市の基本方針は、今、おっしゃられたように、那覇市のいじめ防止に対する基本的な心構えを示すと共に、いじめ防止、いじめ根絶に向けての具体的な対策をこれを基にして学校、行政、家庭、地域で取り組むという事を示したものであります。ついでに、今、重大事態の調査等というのが2番目のほうにありますけれども、この図のほうでも、下のほうにありますが、重大事態が起こった時に調査するという事で学校が主体の場合、教育委員会が主体の場合という事で組織を作っております。それを市長に報告する。市長が必要と認めれば再調査を行うと、その再調査を行う場合でも組織が、教育委員会とは全く別の組織が必要になりますので、これは先ほど、課長からも申し上げたとおり、こどもみらい部子育て応援課が主管課になるという事で調整はついております。今回、この部分についても、こどもみらい部のほうが、この附属機関を議会で決めないといけませんので、その所を提案する予定となっております。この9月議会に、ある程度のものを全て揃えて、いじめ防止について取り組んでいきたいという事でございます。以上です。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 今、主管課が教育委員会ではなく、こどもみらい部子育て応援課ということで、このいじめ問題というのは教育委員会が受け持つ事例が沢山あると思いますが、

主管課が教育委員会ではないという事のあたりを、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

田端部長

いじめ防止対策推進法は、大津のいじめによる自殺というのがありまして、教育委員会だけに任せていくというかたちではいけないという事があって、第三者の客観的な目での検証が行うという事がありましたので、このようなかたちで市長部局に置かれる組織が必要になってきているわけでございます。ただこの図に見ますと実線は必置のものであります。点線は、法律上に任意、努力策定義務ということであります。学校のほうが、学校いじめ防止対策基本方針、いじめ防止対策委員会というのが必置という事ではありますが、これは一義的に子ども達の傍でいつも指導しているのは学校だという事で、学校の防止に対する主体性、積極性、第一義的には学校が一番身近にいて努力するべきですよという事を表しております。教育委員会、那覇市のほうは任意となっておりますけれども、基本方針を定めたり組織を作ったりすること自体がいじめ防止に対する心構えを示すものというように意味合いを持っていますので、限りなく義務に近い任意と捉えています。更にそれで落ち着けばいいのですが、それでも落ち着かない場合については最終的に、教育委員会の手を離れた市長部局で調査をして議会報告という、こういう段取りが趣旨になっておりますので、そのほうの趣旨に対応するために、教育委員会として、こどもみらい部の協力を得て、今回、策定したいという考え方でございます。以上です。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

神村委員の聞いた事を重ねて確認ですが、こどもみらい部というのは再調査の時という事で、一次的には学校で、二次的には教育委員会ということで、それでも何かあった時には、もう一度、客観的にという事で理解してよろしいですか。

田端部長

そのとおりになります。一次的には学校の調査、それから防止ですね。それでもできない場合は教育委員会のほうで普段から応援しておりますので、そこでの調査。それを市長に報告して、最終的に市長の判断となります。それでも納得いかない、防止に対しては不十分だという場合には教育委員会を離れたかたちでの最後の手段ということで、ご理解を得たいと思います。

喜久里委員

わかりました。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

4ページの学校評価、学校運営改善の実施のところで、ア．学校評価、教員評価の留意点、読んでじっくりいかないのですが、そこでいう学校評価はどういう所を表しているのか。これは教職員評価ではなくて、教員評価なんですよ。他は大体、文言として教職員という文言になっていますけれども、こちらだけ教員と

いう文言になっているあたりも、この説明をお願いしたいと思います。

田端部長

今の神村委員の質問ですが、教育委員会は学校に対して、学校がいじめの問題等についての的確にキャッチをしたり、あるいは保護者、児童生徒からもしっかりした評価を受け取って学校改善に資することができるように調査項目等にその項目を入れてあります。更には、それを受けて改善をするように指導するという意味が込められています。

添石委員長

神村委員、よろしいですか。

神村委員

はい。

添石委員長

他いかがでしょうか。

神村委員

あと一つ、よろしいですか。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

12月に「いじめ防止啓発月間」という事が3ページにありました。これは、那覇市教育委員会はその月間とするということですね。それからもう一つ、県の人権に絡む月間との関連などもありましたらお願いします。

田端部長

3ページ、3. 教育委員会の取り組みのウ、いじめ防止啓発月間を12月としているものを改め、学校の教育効果を考えて6月と修正したいと思います。

添石委員長

それでは修正をお願いします。ほかご意見、ご質問はありますでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員

法律の方と照らし合わせてみて、2、3質問したいのですが、法律のほうの附帯決議で、教師の体罰の事が書いてあったのですが、この間の勉強会では子ども同士だけではなくて、体罰もあるのではないかと話がありましたが、体罰が全く入っていない事と、もう一つはこの基本方針では同じ学校の生徒達同士のいじめとありますけれども、法律の中では違う学校の生徒同士とか、あるいは専修学校とかという、もう少し広い意味でのいじめというのも対象にしていたのですが、これもいじめの定義では在籍する学校と指定していますので、それでは対応できなくなるのではというのが二つ目です。三つ目が、重大事項ですが、法律のほうでは書いてなく、我々がもっているのは、保護者からの申し出というのがあって、法律の方では書いていて、我々のほうにないのは、長期欠席を余儀なくされている状況も重大事態と捉えているのですが、これについてどう考えているのかを教えてくださいたいと思います。

田端部長

体罰の部分ですが、できる限りいじめ防止等に関する絞り込みが簡潔な基本方針にしたいという思いから、教師の子ども達への体罰については、教師の服務規律の確保、望ましい指導の在り方という部分で指導していくという事でありまして、この方面から削除して、できる限り焦点化したかたちでの作成をいたしました。二点目のいじめの定義に第1章、いじめの定義があります。当該児童等が在籍す

る学校に在籍している等、というのがありますがけれども、定義としては学校の中ということではありますけれども、私達のほうとしては違う学校間という部分についても同じくいじめとして取り扱うという考えであります。それがもし仮に、高校生から小中学生に受けたり、あるいは専門学校生あたりから子ども達が受けたりとか部分も包含していると考えておりますので、那覇市の小中学生がいじめにあっているという事であれば、広く捉えていきたいと考えております。三点目の重大事態の意味という事ですけれども、今、おっしゃった様に重大事態については、長期欠席がされているという部分について、法のほうにありました、ここの所は抜けておりますので、入れ込んでいきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

添石委員長

その他ご意見、ご質問はありますか。それでは私のほうから、この基本方針は、今日は案として沢山ご意見もあったと思いますが、今後、案が取れて正式に決定するまで、どの様な手順で今後流れていくのか、どう運用にたどり着くのか、あと並行して学校のほうでもいじめ防止対策委員会の設置等の運用が始まると思うのですが、そのスケジュール的なものを教えてほしいのが一点と、最終的にこの方針というのは公に、公表となると積極的にしていくのか、二点、ご質問させていただきます。

田端部長

今後のスケジュールでございます。この基本方針の一覧の組織の設置等については、8月12日火曜日から会派説明を行う予定です。それを先に行いまして、8月14日木曜日、庁議のほうで那覇市いじめ防止基本方針をこどもみらい部と共同提案で、協議をお願いしたいと思っております。あわせて附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例もまた議案としてあげて組織の設置をしていきたいと考えております。その後、8月26日の第10回教育委員会会議で那覇市のいじめ防止基本方針というのを最終的にまとめたもの報告し、その後、9月2日から9月議会の定例会がありますので上程し、そこまでまいりましたら、教育委員会のホームページ等にアップしたり、あるいは先ほど委員長がおっしゃる様に、いじめ防止啓発月間の中身等について固まりましたら、これと同時にあわせて広報を行えるよう、まだ決まっておりませんのでそのままの形で進めていきたいと考えております。もう一点、学校のほうですが、学校のほうは昨年9月のいじめ防止対策推進法が施行されて以来、いじめ防止の基本方針の策定、それからいじめ防止対策委員会の設置、これは必置でありますので、ほとんどの学校ではされていると思います。ただ、正確な状況等については把握しておりませんので、これもあわせてしっかり把握をして、まだの所があれば設置を進めていきたい、当然学校のほうもこの一連の基本方針等の説明を行いますので、その辺も一緒に進めながらやっていきたいと考えております、以上です。

添石委員長
饒波委員

それでは、ほかよろしいでしょうか。はい、饒波委員。

基本法では警察に報告する事と書いてありますが、だけど、警察は何をするのかということはここには書いてないですよ。我々のこの方針では警察に何を期待するのかというのを、ある程度統一しておかないといけないのではないのかなと思います。

田端部長

委員の質問のことについては、このいじめという事案の様態が、事件として被害届を出すというか、そういうふうな所に発展する内容でありましたら、警察のほうのそれなりの機能というのに期待すると考えております。

饒波委員

ストーカー事件を見ても、警察に助けてと言っても、結局、事件が起きないと私達は動けませんとなるので、いじめ問題は事件が起きてからでは遅いという感じがあるので、あまり警察に期待できないかなということで、よっぽどのことがない限りは。要するに防止に関しては期待できないのではないかなというのが僕の印象です。

添石委員長

はい、よろしいでしょうか。それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたと思いますので、これにて協議「那覇市いじめ防止基本方針(案)について」は、終了したいと思います。

田端部長

委員長。

添石委員長

はい、田端部長。

田端部長

先ほど、8月26日第10回教育委員会会議で報告とありましたが訂正いたします。これは議案として提出するという事でお願いしたいと思います。訂正をお願いいたします。

添石委員長

はい、わかりました。8月26日ですね、報告ではなくて、そこでもう一度議案として調整するという事で。それでは改めまして、この「那覇市いじめ防止基本方針(案)について」は、終了したいと思います。続きまして議案第23号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について」と、議案第24号「那覇市いじめ問題専門委員会規則の制定について」は関連しますので一括説明にしてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

また条例案など、議会提案前の案件が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

はい、ありがとうございます。それでは議案第23号、第24号は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 それでは非公開を解かせていただきます。続きまして議案第25号「平成26年教育事務点検評価報告書の作成について」の説明をお願いします。

伊良皆部長 提案理由説明

山内課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問、ございましたら発言をよろしくをお願いします。はい、饒波委員、お願いします。

饒波委員 妥当性という所を見ると、教育委員会が関わるか、関わらないか、というようなことで妥当性を見ているんですけども、9番から11番、あるいは13番、17番の事業は、まさに教育委員会にしかできない様なことだと思いますが、内部評価、外部評価とも満点ではなく4ということで、特に内部の方々が4と、まあ4でも高いのですが、この事業を評価している点でいかがでしょうか。

山内課長 教育委員会が関わっていないといけない事業だと思いますが、この評価の基準として、非常に高いというのはある意味、法律的に義務的なものということで私は捉えているのですが、内部評価ではそういうのをある意味、きちんと評価して、教育委員会独自の事業として必要であるんだけど、法律的な義務ではないから4とか3とかという事業があるのですが、逆に、評価委員の先生方は、そうであるけれどもやはりこれは、妥当性は高いということであげている場合もあるわけです。それについては評価委員の先生方の判断ですので、内部としてはそういう判断で4とか3とかでやっております。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。私のほうから一点、22ページの地域と連携して青少年健全育成を図るの効率性の所で、先ほど説明があったとおり、補導件数を見ると、ということで効率性の評価が下がってはいるのですが、私も実際にある地域に同行させていただいて、同じ生徒の件数も全部カウントされていて、あたかも件数だけ見ると、ものすごい数の子ども達が徘徊をしているイメージが私も正直どこかにあって、そういう目線で見られているのですが、そうじゃなくて、ある特定のご家族の背景の元のお子さんが繰り返しての件数だと、そういったものが、しっかり評価の際、ただ単に数が多いということではなくて、そのためにまた地域の方々が本当にこの一家庭、一生徒のためにすごくご尽力されている状況もあるし、現場もお伺いして見てきたのですが、そういったものはどの様に評価されているのでしょうか。

山内課長 この話は、主管課より評価委員会の意見聴取の時に申し上げます。それについても一応、評価委員の方々は充分に承知の上で、ですから街頭指導員は相当頑張っているのは理解できるけれども実数として減っていないから、Aとして評価するにはどうかと、もうちょっとこの事業は大切だけれども、もっと地域ぐるみです

とか、一步踏み込んだ展開を考えていってほしいという話だったと思います。

添石委員長 わかりました。その辺のしっかり会話はされていて認識されているのですね。はい、喜久里委員。

喜久里委員 私も今と同じ街頭指導事業のことですが、同じように県民一斉の街頭指導に、2年続けて同じ学校に行ってみたのですが、まったく誰もいないんですね。それは前もって情報が子ども達にいつているということでしょうか。

田端部長 街頭指導は10時以降でしたよね、子ども達が出てくるのは、1時以降、3時、4時、明け方。

喜久里委員 これは地域に広げましょうという、一斉運動だと思うのですが、だとしたら私達が10時、9時位でしたか、8時位ですね、地域で関わっていることになるのかなと思いながら参加しましたが、誰もいないと。それと集まってくる協力者、去年よりも減っていたんですね、なので平和だからかなとも思ったのですが。地域を巻き込もうといっても掛け声だけで、実際地域からは少なかったり、だけど委員長がおっしゃったように一人の担当の方は、不登校にならないように、小学生を朝起こして学校まで連れていくというのを自ら毎日やっているような方もいたりして、個人個人の働きはすごいなと感じたのですが、なので、今後どうやって地域に持って行くのかは私としても知りたいところなんです。感想になってしまいました。

田端部長 やはり時間帯等を考えると、同じ子が何度も何度もというのは、やはり特別な子ども達と思います。ですが第3金曜日とか日を決めて夜間巡視をすることによって、いろいろな方の関心が子ども達に向きますし、ある程度の抑止効果はあるものと考えております。ただ特定の子ども達については様々な要因がありますので、関係部局と連携をして家庭の支援とかも含めてやっていく必要があるのではないかと思います。この事業に関しては実数として出てきた数は減っていないということで、評価が少し下がったという事でご理解いただきたいと思います。

喜久里委員 逆に地域の巻き込みかた、アイデアをいただきたいと思います。頑張ってください。

添石委員長 今回の件について、確かに一斉運動の事業そのものは、いろいろな課題があると思いますので検討は必要だと思いますが、これはやはり普段こういう活動をしているよと話が聞けることと、どういう人達が今日来ていないけれどやっているんですよという声が聞けたので、その瞬間的なものではなくて、いろんな形で地域の方々は取り組んでいると思いますので、それがどう数字的に今後反映していけるかどうかという事を、この事業を見直しして行く過程があるのであれば、是非そのような情報の収集もお願いします。何か目に見えているものだけで評価されると、日々の地域の努力というものがないがしろになってしまうのかなと思います。

喜久里委員 はい、逆にそうですね、委員長がおっしゃるように日頃からやっているから、一斉運動に関してはちょっと儀式的に捉えているのがあったかもしれませんね。

添石委員長 はい、他いかがでしょうか。なければ私のほうから、今、AとBという大きな括りで変化のあった事業の説明を受けたのですが、よくよく見ると一個一個、効率性、有効性で評価が下がったりというのがいくつかあるのですが、21ページの小中一貫教育校推進事業、今後、那覇市でつき進めていくと思うのですが、その辺でこの有効性が下がっていること。もう少し何かご説明ができればと思います。内部評価で5から外部評価では4と。その説明理由は読めば解るのですが、かい摘んで説明できればお願いします。

山内課長 これはモデル事業が神原中学校であって26年度から小禄地区でした。25年度はモデル事業という事でまだ始まったばかりであると、これからいろいろなことを研究して、どんどん成果をあげていく段階だから、いきなり5というのはどんなものかと話があった訳です。今後の展開で、内部評価では拡充という表現になったのですが、これは那覇市の方針として拡充すると決めているんですよと、全学校に拡充するのは当たり前であって、拡充した後にどういう成果があって、どういう改善があるかと、そういう意味を含めて今後の展開では継続。広げた後に今後の方針としてどうするかというのを評価も含めてやっていきたいということでした。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 24ページの森の家みんな管理運営事業に関してですが、去年も出て今年度も改善で出ている内容を見ますと、利用者が増えるようにということはテーマとして一緒だと思うのですが、勿論努力は教育委員会側も指定管理者側もなさっているとは思いますが、また来年、こういうふうに出ないように何か考えがあったら教えてください。

田端部長 こちらにあるとおり森の家みんなの申し込みの方法であったり、あるいは周辺環境PRというのがありますけれども、指定管理でお願いしている関係上、団体の実践を管理しながら、利用者が利用しやすい形で、改善できるところは改善していくという形で取り組みを進めております。毎年のようにこういうふうに出てきておりますが、実現可能な所からやっていきたいということで担当課と相談をしていきたいと思います。

喜久里委員 指定管理者という制度で、専門性のある方が頑張ってもらいたいと思うのですが、こういう大きい課題になると那覇市の教育委員会のバックアップが必要になるかなと思ったりしますので活用されるように頑張ってもらいたいと思います。

添石委員長 はい、山内課長。

山内課長 評価としては、B評価でそう悪くはなく、逆に良い評価ではあるわけですね。B

評価ですから外部評価。ただ改善というのはある意味で委員の先生方のこのみんなに対する思いがあって改善ということで、ある意味厳しい意見ではあるのですが、もっと良くして欲しいということで改善という事になっております。

喜久里委員　私も同じで、施設も見学して指定管理者の方とも話を直接うかがって、熱意とかとても感じましたので、いろんな方が使うといいなという思いで引き続きお願いしたいと思います。

添石委員長　はい、よろしいでしょうか。それでは議案第25号「平成26年教育事務点検評価報告書の作成について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　それでは議案第25号については原案どおりに決定いたしました。それでは議案第26号「財産の取得((仮称)大名学校給食センター厨房機器類備品A分類の購入)に関する意見の申し出について」ですが、議会提案前の案件ですので非公開とすることが適当であると思われます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により非公開としてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　それでは議案第26号は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長　それでは非公開を解かせていただきます。以上をもちまして平成26年度第9回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第23号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出について	原案どおり可決
議案第24号	那覇市いじめ問題専門委員会規則の制定について	原案どおり可決
議案第25号	平成26年教育事務点検評価報告書の作成について	原案どおり可決
議案第26号	財産の取得((仮称)大名学校給食センター厨房機器類備品A分類の購入)に関する意見の申し出について	原案どおり可決